

前橋市広瀬学童クラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 前橋市広瀬学童クラブ運営協議会（以下「事業者」という。）が開設する前橋市広瀬学童クラブ（以下「事業所」という。）が行う放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の放課後児童支援員又は補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）が、利用している児童（以下「利用者」という。）に対し、安全な場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

- 2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用者の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 5 事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 前橋市広瀬学童クラブ
- (2) 所在地 前橋市広瀬町三丁目19番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
放課後児童支援員	支援の単位毎に2名以上 (ただし、支援	① 利用者の出席確認、状況の把握 ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ④ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助

	員1名以上と補助員の場合あり)	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ⑥ 地域の関係機関・団体との連絡、調整 ⑦ 放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流 ⑧ 利用者の状況に関する学校との情報交換、連絡、調整 ⑨ 会議・打ち合わせ等による支援内容の検討、情報共有 ⑩ 利用者の様子及び育成支援の記録 ⑪ 行事や活動の企画と記録 ⑫ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等 ⑬ 運営に係る会計事務 ⑭ 補助員への指導・助言
補助員		<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者の出席確認、状況の把握 ② 遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助 ③ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ④ 利用者の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助 ⑤ 保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ⑥ 利用者の様子及び育成支援の記録 ⑦ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等

(開所している日及び時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 月曜日から土曜日までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日まで

ウ お盆（8月13日から16日まで）のうち、事業者が休所することを認めた日

(2) 開所時間

ア 小学校の授業の休業日（土曜日、長期休業期間等） 午前8時30分から午後6時まで。ただし、時間延長希望者が利用する場合は、午前8時から午後6時45分までとする。

イ 小学校の授業の休業日以外の日 午後1時から午後6時まで。ただし、時間延長希望者が利用する場合は、午後6時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、小学校の行事等や天候、災害等の事情により、開所日、開所時間を変更することができるものとする。

(支援の内容)

第6条 支援の内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の健康管理、情緒の安定の確保

- (2) 利用者の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3) 利用者の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6) 家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他、放課後における利用者の健全育成上必要な活動
(支援の提供により利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 支援を提供した場合の1人あたりの利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 運営費 月額 6,000円
 - (2) おやつ代 月額 2,000円
 - (3) 時間延長預かり料
 - ア 午後6時から6時30分までの利用 月額 2,000円 (日額200円)
 - イ 午後6時から6時45分までの利用 月額 3,000円 (日額300円)
- ただし、学校授業の休業日等における午前8時から午前8時30分までの時間延長預かりに係る預かり料は無料とする。
- (4) 傷害保険料 実費負担

2 第1項第1号の利用料の額は、以下の場合は減免することができる。

- (1) 兄弟等入会児童第2子目以降1人あたり 2,000円減免
 - (2) 児童扶養手当受給世帯児童(第2子目以降も含む)1人あたり 半額減免
 - (3) 生活保護受給世帯児童 全額減免
- (利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、50名とする。

(実施対象児童)

第9条 事業の実施対象は、前橋市広瀬小学校に就学する児童で、昼間帰宅しても保護者のいない放課後留守家庭児童を対象とする。

2 前項における「放課後留守家庭」とは、次のいずれかに該当する状態をいう。

- (1) 保護者が日中、就労等により家に不在であり、児童の監護ができない状態が継続する場合。
- (2) 保護者が日中、自営業や内職等の日常以外の就労に従事していて家に不在であり、児童の監護ができない状態が継続する場合。
- (3) 保護者が求職又は就労のための技能習得のため、日中家に不在であり、児童の監護ができない状態が継続する場合。
- (4) 保護者が入院、自宅療養又は親族等の看護若しくは付添いのため、十分な児童の監護ができない場合。

(5) 保護者が在宅している場合であっても、災害、世帯の特殊事情等により、福祉的ケアが必要とされる状態で、学校、地域、福祉事務所等から入会の要請があり運営委員会が認めた場合。

(入会)

第10条 児童クラブの入会にあたっては、入会希望者が入会申込書及び就労証明書等（児童の保護育成に欠ける状況を証明する書類等）の必要書類を児童クラブに提出するものとし、入会の可否は、運営協議会が決定する。運営協議会は、入会の可否の判断が難しい場合、前橋市子育て施設課に助言を求めることができる。

2 児童クラブへの入会は年度毎とし、継続して利用を希望する場合であっても、毎年度毎に申し込みを行うものとする。

3 運営委員会は、次のいずれかに該当する場合は、当該児童の入会を取り消すことができる。

(1) 入会児童が、入会の要件に該当しなくなった場合。

(2) 児童の保護者が入会にあたり虚偽の申請を行っていた場合。

(3) 児童が支援員の指示に従わず、児童クラブでの集団生活を乱し、他の児童に不利益を与えると認められた場合。

(退会)

第11条 児童クラブに入会している児童が途中退会する場合は、退会届を提出するものとする。なお、退会届の提出が無い場合であっても、入会した年度末をもって退会となるものとする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第12条 事業の利用に当たっては、利用者及びその保護者に以下の点に留意していただくものとする。

(1) 利用中に健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などの場合は、速やかに保護者に連絡をし、状況によっては、利用を中止する可能性があること。

(2) 小学校の授業休業日に欠席をする場合には、前日もしくは当日午前8時までに事業所に連絡をしていただくこと。

(3) 支援提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

第13条 放課後児童支援員等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の保護者又は主治医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、支援提供中に、当該事業所職員又は利用者の保護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(苦情への対応)

第16条 放課後児童クラブの支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 事業所内における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。

2 放課後児童クラブの支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 放課後児童クラブの支援に関する苦情に関して、群馬県社会福祉協議会の福祉サービス運営適正化委員会が行う調査に協力する。

(緊急一時入会)

第17条 保護者の入院や親族の看護など、緊急の理由により保護者が一時的に家に不在となり児童の監護に当たれない場合においては、保護者が就労していなくても、緊急措置として必要な期間の入会を認める。この場合における利用者負担金は、1日当たり800円（おやつ代を含む）とする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業所は、放課後児童支援員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、職員と

の雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。